

議案第 6 1 号	三田市子ども審議会条例の制定について
こども政策課	子ども・子育て支援法第 7 7 条第 1 項の規定に基づき、同項各号に規定する事務及び子どもに関する施策について調査審議する機関として三田市子ども審議会を設置するに当たり、当該条例を制定しようとするもの。
<p>子ども・子育て支援法第 7 7 条第 1 項の規定に基づき、保育施設の利用定員の設定や子育て支援事業計画に関する事務及び子どもに関する施策について調査審議する機関として三田市子ども審議会を設置するに当たり、当該条例を制定しようとするもの。</p> <p>【施行規則】 公布の日</p> <p>(市町村等における合議制の機関)</p> <p>第 7 7 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。</p> <p>(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第 3 1 条第 2 項に規定する事項を処理すること。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第 4 3 条第 3 項に規定する事項を処理すること。</p> <p>(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第 6 1 条第 7 項に規定する事項を処理すること。</p> <p>(4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。</p> <p>※三田市就学前保育・教育のあり方検討委員会 ⇒ 廃止する</p>	